

【別紙】

一般社団法人 日本ボクシング連盟 令和4年度 第8回理事会別添資料
2023.3.2(木) 21:00～

会長挨拶：平日にも関わらず参加していただきありがとうございます。今日はそんなに議題も多くないので早く終わると思いますので最後までよろしくをお願いします。

1 議事の経過の要領及び議案審議の結果

1) 決議事項

1. 田口綾華氏および成松大介氏に関する処分案について

仲間議長：前回報告事項の方でお話をさせていただきました倫理委員会からの処分に関して、最終的には倫理委員会からの処分案というのが上がってまいりましたのが、招集通知を発出後でしたので本日審議していただきます。

杉崎理事：時系列から説明します。

- 2022年12月10日 鬼頭選手から女子強化委員会に質問書が届く
- 12月19日 女子強化委員会会議で鬼頭選手の要望は認めないことを決定。同委員会には成松アスリート委員長も出席。
- 12月21日 日本ボクシング連盟理事会で、鬼頭選手の要望について再度、女子委員会での審議を行うよう差し戻しとなった。
- 12月26日 成松理事から伊田女子強化委員長に対し、田口選手代理人数名による意見書および診断書等がLINEで送付された。同日に伊田女子強化委員長より女子強化委員会LINEグループに転送した。
- 12月28日 女子強化委員会会議で、再度、鬼頭選手の要望は認めないことが決定され、仲間専務理事から鬼頭選手にその旨が伝えられた。
- 2023年 1月11日 成松理事から意見書を取り下げたい旨、伊田女子強化委員長にLINEにより意思表示があった。

こういう経緯でございます。一般社団法人日本ボクシング連盟倫理資格審査委員会において、日連倫理規則第6条第1項および日連倫理規則に規定する処分に関する基準第3条1号に基づく調査を行った上で慎重に協議した結果、以下の通り処分が相当であるとの結論に達しましたので、基準第3条2号に基づき、理事会に対し以下の通りご報告いたします。

対象者である田口氏と成松氏は倫理規則に定める選手及び役職員であり、処分の内容は、田口氏 処分なし 成松氏 厳重注意（口頭による）及び書面（顛末書）提出の勧告でございます。田口氏が提出した意見書の内容には選手の立場では知りえない情報が散見され、倫理規則等の違反の疑いが生じたため、倫理資格審査委員会は田口氏および成松氏から聴き取り調査を行った。調査の結果、成松氏は自らがアスリート委員長ならびに理事として知りえた理事会および強化委員会における審議中の情報を漏洩したことを認めた。成松氏としては田口氏のおかれている状況を考慮したため。コーチとしての立場を優先させ同漏洩行為を行った旨、回答があった。

処分案の結論に至る理由として、田口氏は同意見書については自らの意思に基づいて提出したことを認める発言がなされ、同意見書の内容には女子強化委員会に審議された内容を知悉していることを前提とする記載が存在した。しかしながら田口氏は同委員会の構成員ではなく自らが同委員会の審議内容について守秘義務を負担する主体でないことに加え当該審議内容は自らの競技上の利害関係に関する

ることが含まれており、そのような情報を得た当事者として、自らの競技上の立場を守るために第三者に相談したり意見書を提出したりする行為は過度に不当なものであると評価することはできない。また田口氏が自身において当該意見書を作成提出する手段に出たと考えることは難しく指導者等、関係各所からのアドバイスに基づく行動であることも容易に推察できる。それに加えて田口氏からは謝罪文の提出があり、意見書の提出については行き過ぎた行為であったと十分に反省している姿勢が汲み取れる。従って田口氏については処分なしとすることが妥当であると判断。成松氏は日連理事の立場でありながら、同時に自衛隊体育学校ボクシング版コーチであり、田口氏の担当コーチという立場でもあり、日連理事会および日連女子強化委員会で審議中の未決定事項の情報を田口氏に提供したことは、日連の利益相反ポリシー第2項の責務相反に該当し、なおかつ、専門部専門委員会組織規則第14条秘匿義務違反に該当するものと思料する。成松氏が田口氏の負傷の事情を慮ったという動機に鑑みたとしても女子強化委員会で審議中の状況を漏洩したことは日連理事としては非難を免れない行為と言わざるを得ない。しかしながら本件は、パリオリンピック大会の運営方法の変更から発生した事件でもある。また、田口においては全日本選手権における負傷の事実もあり成松氏が田口氏に情報を提供しないままボックスオフが執り行われた場合、田口氏において極めて不利な状況になるという事情を全く理解できないものでもない。大前提として、日連理事およびアスリート委員長との立場であることを自覚するならばボクシング連盟倫理規則、コンプライアンス規則および理事の所掌規程を遵守する姿勢が重要であることは言うまでもない。そう考えると田口氏の事情を考慮したという動機があったとしても役職員としての守秘義務違反を正当化することはできない。加えて成松氏は田口氏名義にて作成、提出された意見書の作成に加わっていることは自らも認めるところであるが、当該意見書の内容には自らの主張が認められない場合には、損害賠償請求をするというような同委員会における自由な審議を妨げる可能性があると考えられるような記載もあり、同委員会の中では強迫観念を抱く委員も存在した。このようなことを考えると成松氏が置かれた立場として何か動かなければならないと思う思いを持ったことを十分に理解したとしても、その手段は適切でなかったと評価せざるを得ない。したがって成松氏の行為に対する処分としては成松氏から謝罪文の提出はあったものの、倫理規則および基準に基づき、口頭による厳重注意および成松氏による書面(顛末書の提出)を勧告することが相当である。処分に関する基準、第3条第3号に、当該者に、処分案を提示する、そして弁明の機会を与えるという項目がありますので、これは27日、28日に分けてお2人に提示をしております。その際に次のようなコメントを発しております。

田口氏

「鬼頭選手から連絡があって全日本選手権で勝ち取った自分の権利が脅かされるとの思いから不安になって、深く考えないままこのような行動に出てしまいました。少し行き過ぎたと思っています。これからしっかりと頑張っていきたいと思っています。」

成松氏

「お詫び文の通りである。コーチの立場を優先してしまった。田口選手に申し訳ない。当時はコーチとしては正しいことをしていると思った。理事としては至らなかった。処分案については理解しており、受け止めることとしたい。」

以上です。

仲間議長：何かご意見があればお願いします。

岩井監事：この二人がコーチと選手であるという関係はわかったんですが、その辺りの前提事実とこれまでに聴取をしていることを前提としての処分案になっていたの、いっつどこでどういう形で聴取したとかそういった前提事実は理事の皆さんに共有さ

れている理解でいいですか。

杉崎理事：田口氏については2月2日の20時。成松氏については、2月14日の21時、いずれも、倫理委員会の坂巻と杉崎において1人ずつ聞き取りをしました。

岩井監事：これは処分がなしではない。つまり嚴重注意だったあとは公表されるものですかホームページがどこかで。

杉崎理事：この基準を初めて当てはめますので、前例がないんです。これは倫理委員会では、何も決めておりません。執行部の方でお願いしたらいいのか、その辺は理解しておりません。

仲間議長：嚴重注意が終わりましたということと、あとホームページ上で公開されるとか直近の総会で報告としてするとか、そこに関してはご意見いただいて決める方がいいかと思いますが。この処分の申し渡しを内田会長からしていただくということは前回理事会で確認をしております。それだけ付け加えさせていただきます。

岩井監事：理事会で決定する事項なので議事録に載ることやホームページで発表するなど、私はこの点で特に意見はないので皆さんで決めていただければと思います。

仲間議長：それでは、処分内容に関して、1名ずつ議決を取らせていただくというのと、処分の公表方法を考慮するかどうかにしても議決が取るという理解でいいかと思えます。

仲間議長：田口氏に関して「処分なし」という事に反対の方は挙手をお願いします。
(反対意見なし)

仲間議長：成松氏に関して「嚴重注意（口頭による）及び書面（顛末書）提出」という事について反対の方は挙手をお願いします。
(反対意見なし)

仲間議長：公表についてご意見ををお願いします。

内田会長：私は公表した方がいいと思います。そんなに重い処分でもないですし、しっかりと日連の理事会が機能しているということを示すことも大切です。これから先こういうことがないようにするためにもしっかりと公表した方がいいと思います

安川理事：私は当事者が2名ということで少ないこともありますし、全体に影響を及ぼしていないということを考えて、ホームページの公表が必要な必要はないと思います。ただ議事録に関しては、記載が必要かなと考えています。

佐藤理事：昨今は、守秘義務違反というのが重い罰則がとられている事案だと思うんです。ですから逆に組織そのもの日連が厳正な態度をとった。いうところで今回の処分はそれほど重い処分ではないわけです。ですからあえてここは出した方がいいのではないかと思います。

井崎理事：私も処分を公表した方がいいと思っています。仕事をしていると守秘義務仕事はすごく重要なことです。なのでそこは軽い話ではないなと思います。処分の問題ではなくてそういうことを今後徹底していくということを考えると、公表した方がそういうことが理解されるかと思えます。あともう一点、別に成松理事長をかばうわけでは決してないんですけど、最近まで選手だったというのは別に言い訳にならないし年齢が若いってのも言い訳にならないとは思いますが、理事になりましたというときに理事はこうでなければいけないということについて何か説明していかないと。私はビジネスの中でそういうことを理解してきましたが、いきなり選手から理事になりましたというときに、そこが何か欠落しているってことに問題があるのかなと。悪いことは悪いんですけど、でもそこは何か理解させないと駄目なのではないかなと思いました。

相馬理事：ご両人とも理解していらっしゃることなので、議事録記載のみ公表ということでよろしいと思います

須佐理事：私はどちらでもいいというか、初めての例ということで、足並み揃えるわけじゃないんですけど、他の公益財団や連盟とか協会がどうやっているのかを調べてからでも遅くないというか情報を調べた上で決めても宜しいかと思えます。

池端理事：議事録には残した方がいいというご意見が多いですけれども、そこでも見る人が見ればおそらくその選手も予測できるのかもしれませんが。やっぱ選手に不利益がないように選手名は伏せた方がいいのかなというふうに感じています。

内田会長：悪いこと悪い良いことは良いのに、なぜ公表しない方がいいとか隠蔽体質の流れみたいな話し合いになるのかよくわかりません。悪いことがあったからこうしましたと、公表したらもうそれでいいじゃないですかと思うんですけど。処分を受けたら公表されて当たり前ですから。

室伏理事：アスリート委員会の委員である以上、中立的な立場であって、どちらかの善し悪しを支持するみたいなことを誰か語りかけてしまうと中立性がなくなってしまう。そうしたことを役職に置かれた場合にはずっとしてはいけないので、理事会とアスリートに挟まれてしまうことが現実にあるんですけども、それが委員会の役割であり、理事ということになった場合には守秘義務は重たいですね。そこを会長がおっしゃっていたように、どういうふうに公表するかというやり方あるかもしれないんですけども、理事という位置づけは社会的に重たい立場であって、そのあたりを特に若くて引退した後に担ってくださるっていうことがあるので、これからまずしっかりとこういうことがあった場合公表されるんだっていうことをご理解いただいて、今回も正々堂々と公表されてもよろしいのかなと思いました。やはりその1人の青年に公表されることでずっと生涯ついてくるものがありますので、その点は処分ということがあったとしても、生涯ついてくるペナルティというインパクトは変わらないと思いますので、何かしらケアをして差し上げながら、公表というのは妥当かなと私は考えています。起こったので対処するという事になったのは残念かもしれないんですけども、前向きにそれは捉えてむしろ協力していただいて、皆さんでそういう体質を作りましょうという事で、むしろ協力をしていただくっていう形で進められていけば気持ちが孤立しないようによりジョイントしていくということを前提に公表されるのもあるかなと思います。

山口理事：公表するというのは大前提だと思います。ただ、出し方というのはちょっとケアをしなければいけないのかとは思いますが。社会の傾向としては出すのは当たり前だということです。ただ今お話がありましたように私は日本スポーツ協会の指導者育成委員会というところに関わらせていただいている特にその中でも処分審査委員会というのがあったんですけども、それが今年から名前を変えて再教育プログラム委員会というような名前になります。つまり、してしまったことはもちろん問題だけれど、その後どういうふうに更生していくかと、処分があったらいつも首を切ったら本当指導者とかなくなってしまうので、そうではなく、その次をどう生かすかという方向に日本のスポーツ界もなっているというふうに思いますので、そのあたりをまた引き続きやっていけたらいいと思いました。

佐藤理事：守秘義務がどのくらい重いのかという、我々医療関係の事例でご説明すれば、例えば仲間先生のお立場で、医師が注意義務を犯した場合、これ医師法違反ではないです。これは実は懲役刑が入ってきて、刑法で罰せられることになるんです。例えば私の柔道整復師法の中では、懲役はないんです。ただ、最高、罰金としては最高額の50万円以下の罰金という、こういうふうな課せられ方をしていきます。ですから守秘義務は、今まで5000人以上の組織に充てられたものが、今はそれ以下の組織にも垣根がなくなっています。ですからより守秘義務に対する世間的な社会的な遵守傾向というのはより強くなってきておりますので、やはりその守秘義務の重さという部分をご理解いただきたい。

仲間議長：処分に関してホームページ上で公表するという方挙手をお願いします。

(16名挙手)

現時点では公表しないという方挙手をお願いします。

(1名挙手)

仲間議長：賛成多数で公表するというので決定したいと思います。

室伏理事・山口理事がおっしゃっていたように、公表して罰を与えましたということだけじゃなくて、ご本人がきちん再スタートできるように、将来のボクシング界を支える貴重な人材だと思いますので、しっかり教育をして一緒にまた頑張っていこうという形で彼自身を盛り立てていけるようにサポートしていきましょう。その後の教育と人材育成が目的であるということを我々がきちんと理解する必要があります。

◎その他

室伏理事：アンチ・ドーピング教育が今年の国体から必須化されるということで多分ご連絡が入っていると思いますので、国を代表する大会の国際大会に出る時期に教育を必ず受講しないと参加できないという大会がほとんどになってきておりますので、早い時期に教育をオンラインでもいいですので、実施されるといいかと思えます。検査を受ける前に早めに教育をした方が宜しいかと思えますのでよろしく願いいたします。

須佐理事：1月のUJ合宿事案の続報について、友野先生含めて、UJ担当で、もう1回、事情聴取を行い、話し合いをしてもらいまして結論を強化委員長、男女ヘッドコーチ、強化担当理事で共有します。その後に次の理事会で上げてどういうふうにやっていくかを提案したいと思いますので、ご承知いただければと思います。

仲間議長：先日、公益法人認定のために公益委員会の方にメールと書類を提出させていただきました。富岡マネージャーがコミュニケーションを内閣の方としっかりとっていただいて悪くないという形で言われています。先日のヒアリングでも、こういうことはちゃんとできていますから今後こういうことに気をつけてください。という連絡があって、それぞれの理事の方々が公益法人になっていく中でガバナンスとインテグリティを遵守した組織運営をやっていくことは非常に重要です。というご助言いただいております。こういったことに気をつけてくださいと、お話があるということは認定も近いのかなと考えております。皆さんしっかりとした組織運営ということにこれからもご協力をしていただけたらと思えます。

内田会長：今日は長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。

以上